建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年６月27日

四国地方整備局長　三浦　真紀

１　処分をした年月日　平成26年６月９日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社カナックス　佐伯啓治郎　愛媛県今治市大西町新町甲945　国土交通大臣許可（特―23）第21788号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消（造園工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成26年６月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２６年（家）第４５５号

静岡県静岡市清水区江尻東１丁目５番７号
申立人　影山　勝克
本籍東京都立川市曙町１丁目158番地、最後の住所東京都立川市曙町３丁目16番19号
不在者　影山　昌弘
昭和７年10月14日生
届出期間満了日　平成26年10月13日
東京家庭裁判所立川支部

平成２５年（家）第５８７号

東京都目黒区上目黒１丁目２番９―203号ハイネス中目黒
申立人　相澤　知佳
本籍長野県松本市大字岡田下岡田1438番地４、最後の住所本籍に同じ
不在者　相澤　亘
昭和29年５月６日生
届出期間満了日　平成26年10月31日
長野家庭裁判所松本支部

平成２６年（家）第５０７号

大阪府富田林市久野喜台２丁目１番105―304号
申立人　山本　好一
本籍大阪府大阪市住之江区住之江１丁目10番地、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　山本　惠史
昭和40年２月27日生
届出期間満了日　平成26年10月６日
大阪家庭裁判所堺支部

平成２６年（家）第３０４号

兵庫県加古川市米田町平津333番地の９
申立人　長谷川洋子
本籍兵庫県加古川市志方町原106番地２、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　長谷川　喬
昭和36年４月26日生
届出期間満了日　平成26年10月10日
神戸家庭裁判所姫路支部

平成２６年（家）第２４８号

岡山県津山市高野本郷2824番地
申立人　広瀬　益夫
本籍申立人の住所に同じ、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　廣瀬　一省
昭和７年２月26日生
届出期間満了日　平成26年10月14日
岡山家庭裁判所津山支部

失踪宣告

平成２５年（家）第１０５０号

本籍青森県三戸郡五戸町大字豊間内字岩ノ脇19番地、最後の住所千葉県千葉市若葉区都賀４丁目14番11号　都賀住宅Ｃ―103
不在者　種市　榮
昭和13年８月23日生
平成26年６月10日失踪宣告審判確定
千葉家庭裁判所裁判所書記官

平成２５年（家）第２６９９号

本籍東京都杉並区西荻北４丁目15番地、最後の住所名古屋市港区九番町１丁目１番地の１九番団地１棟1317号
不在者　有田　勇一
昭和16年７月24日生
平成26年６月10日失踪宣告審判確定
名古屋家庭裁判所裁判所書記官

平成２５年（家）第１２５号

本籍山口県山口市徳地深谷1531番地、最後の住所山口県防府市華城中央２丁目９番３号
不在者　奥原　幸江
昭和31年６月23日生
平成26年４月３日失踪宣告審判確定
山口家庭裁判所裁判所書記官

失踪宣告取消

平成２６年（家）第１０７０号

本籍大阪府大阪市浪速区塩草１丁目４番地、住所愛知県豊明市新田町子持松前３―２　ＳＨＩＢＡ　３Ａ
申立人（失踪者）　市來　芳子
昭和25年12月30日生
平成26年６月７日失踪宣告取消審判確定
名古屋家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２６年（へ）第１号

静岡県富士市天間1402番地
申立人　建機工業こと　前島　健次
権利を争う旨の申述の終期　平成26年６月６日
平成26年６月９日　富士簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　２通
⑴手形番号　ＡＡ313061
金額　300,000円
支払期日　平成26年１月27日
支払地　静岡県富士宮市
支払場所　富士宮信用金庫芝川支店
振出日　平成25年10月５日
振出地　白地
振出人　後藤砕石販売株式会社　代表取締役　後藤　裕史
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＡＡ313079
金額　200,000円
支払期日　平成26年２月27日
振出日　平成25年11月５日
⑵の約束手形の支払地、支払場所、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第１６８号

神奈川県足柄下郡箱根町仙石原817番地の197　シーアイヴィラ箱根仙石原
債務者　山崎　正彦
１　決定年月日時　平成26年６月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　城田　孝子
４　破産債権の届出期間　平成26年７月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月29日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１６９号

神奈川県足柄下郡箱根町仙石原817番地の197　シーアイヴィラ箱根仙石原
債務者　山崎まゆみ
１　決定年月日時　平成26年６月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　城田　孝子
４　破産債権の届出期間　平成26年７月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月29日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１１８号

香川県高松市西植田町2961番地１
債務者　宮本　欣貞
１　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川崎　達夫
４　破産債権の届出期間　平成26年７月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月16日午前11時
６　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係